

令和5年度植物検疫全国研修会を開催

当協会では、今年度の植物検疫全国研修会を令和6年2月6日、千代田区内において開催しました。前夜から未明にかけての降雪にもかかわらず、39名の会員関係者が参加されました。

翌7日には横浜植物防疫所新山下庁舎において現地見学会を開催し、23名の方が参加されました。両日とも参加者から多くの質問が出され、活発な意見交換が行われました。また、研修会後にも植物検疫の最新状況を知ることができ、非常に勉強になった旨の感想が届きました。

研修会での講演者と講演内容は次のとおりです。

1. 環境省におけるヒアリ対策についてー 環境省 野生生物課 外来生物対策室 室長補佐 田中里奈氏 外来生物法改正のねらいとポイント(ヒアリ対策の強化等)、水際対策の徹底及びヒアリ対策の現状と課題について説明がありました。

2. 植物検疫くん蒸剤臭化メチルについてー (一財) 残留農薬研究所 企画担当部長 飯島和昭氏 臭化メチル使用量の推移、代替技術の開発状況、農薬の安全性評価試験、最近の残留調査事例、安全性評価項目の変遷等について説明がありました。

3. 輸出用木材こん包材の消毒証明業務についてー (一社) 全国植物検疫協会 技術顧問 藁谷一馬氏 国際基準 No.15 の概要、我が国の輸出用木材こん包材の消毒証明、認定・登録等の現状について説明がありました。

4. 植物検疫を巡る最近の状況ー 農林水産省 植物防疫課 課長補佐 中川寛章氏 種苗の国際移動と植物検疫措置の見直し、輸出入解禁植物について、検疫くん蒸剤に係る今後の対応及び国内防除事業者の体制確保に向けた検討等についての説明がありました。



(初日 研修会)



(2日目 現地見学会)

環境省におけるヒアリ対策について(講演要旨)

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 室長補佐 田中里奈氏

はじめに

南米原産のヒアリ (*Solenopsis invicta*) は攻撃性が強く、刺された場合体質によってはアナ

フィラキシー症状を起こす可能性があるなど、人体にとって危険な生物です。また、農林水産業や生態系への影響も懸念されるため、本

種を含むヒアリ類は外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定されています。



(ヒアリ)

これまでの発見事例

国内では、平成29年6月に初めて発見され、本年1月末時点では全国18都府県で111事例が確認されています。国内初確認の頃には盛んに報道されたので、記憶されている方も多いかと思いますが、実はその後も各地で確認が続いている状況です。これまでの事例では主に港湾地域のコンテナヤードの地面、コンテナの内部や外面、コンテナ積載荷物から見ついています。また、令和元年度から4年度まで4年連続で、多数の女王アリや数千～数万匹の働きアリを含む大規模な集団が確認されている状況です。

ヒアリ対策強化のための外来生物法改正

このような状況から、ヒアリは専門家などからも「定着しそうなギリギリの段階」であると指摘され、さらなる対策の強化・拡充が求められていました。そのため環境省では令和4年度に外来生物法を改正し、令和5年4月に全面施行しました。ヒアリ対策は法改正の3つの柱のうちの1つとなっており、ヒアリ類は法改正で新たに創設されたカテゴリーである「要緊急対処特定外来生物」に指定され、これまでよりもさらに強い規制権限（通関後の検査や、ヒアリ類の疑いのある

生物が付着している物品等の移動の制限・禁止等）がかかることとなりました。これにより輸入・輸送等の幅広い段階で様々な対策をとることが可能となりました。また、法改正を踏まえ、ヒアリ類が付着・混入するおそれがある物品の輸入、輸送、保管を行う事業者がとるべき措置に関する指針（対処指針）の策定や、ヒアリ類が付着又は混入している物品、土地、施設等の消毒や廃棄を命令する際の基準の策定も行いました。

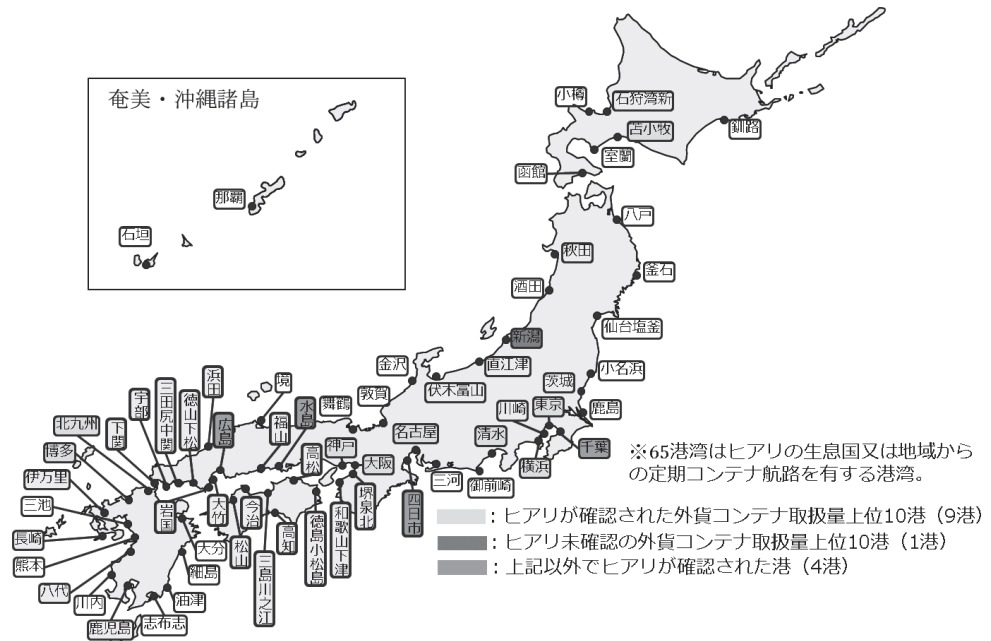
環境省や政府のヒアリ対策

ヒアリは国内に侵入・定着してしまうと根絶することは非常に難しいため、水際対策が非常に重要です。このため、環境省では関係省庁や自治体、港湾管理者等と連携して全国65港湾でのヒアリ確認調査を実施しています（65港湾のうち外貨コンテナ取扱量上位10港及び過去にヒアリが確認された5港ではヒアリの主な活動期間（春～秋）を通じて月1回程度、その他の50港湾では年2回程度の調査を実施）。

また、マニュアル類の整備や講習会等の開催を通じた関係機関との連携体制の強化、新規技術による対策強化、中国をはじめとする国際連携強化等の対策も行っています。

おわりに

これまでのところ、ヒアリの国内への定着



(65 港湾におけるヒアリ確認調査の対象港湾)

は確認されていませんが、安心・安全な日常生活を守るためには引き続き定着防止のために最大限の取組が必要な状況です。全国の港湾や物流施設はヒアリ対策の最前線ですので、それらの現場で日々活動されている皆様にはぜひヒアリに関する最新の知識を持っていただき、日々の活動に役立てていただければと思います。

環境省のヒアリ関係の情報やマニュアル類

・環境省「要緊急対処特定外来生物 ヒアリに関する情報」

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/hiari.html>



は以下のウェブサイトに掲載しています。事業者向けの情報はページ上部の「事業者のみなさま」のタブからご覧いただけますのでぜひご覧ください。

また、疑わしいアリ類を発見した場合は、環境省ヒアリ相談ダイヤル（0570-046-110）またはお近くの地方環境事務所までご連絡ください。ご協力よろしくお願いいたします。

第4回植物防疫検討会が開催される

令和6年1月12日、農林水産省消費・安全局において、第4回植物防疫検討会が開催され、植物防疫課担当官から①植物防疫に係る輸入解禁等（イ：フィリピン産ハス種アボカド生果実の輸入解禁、ロ：台湾産ドラゴンフルーツ生果実の解禁種の追加、ハ：オーストラリア産ヨーロッパパぷどう生果実の品種制限の撤廃）及び②

検疫有害動植物の指定について説明がありました。委員からは、フィリピン産アボカドについて未成熟果の定義を明確にすべき、熟度の段階毎にミバエの寄生率を調査したデータは報告されているか等の意見や質問がありました。農林水産省からは、今後、パブリックコメント募集等の手続きが行われる旨の説明がありました。

第5回植物防疫検討会(非検疫有害動植物の指定等)が開催される

令和6年2月20日、農林水産省消費・安全局において第5回植物防疫検討会が開催され、植物防疫課担当官からブルーベリーモザイク随伴ウイルス、トマト萎ちょう病菌など19種を非検疫有害植物に指定する告示改正等を行

う旨の説明がありました。

委員からは、特段の問題はない旨の意見が述べられるとともに、事務局から今後のスケジュール（SPS 通報、パブリックコメントの募集等）について説明がありました。

第14回業務企画委員会を開催

令和6年2月21日、千代田区内において業務企画委員会を全委員10名の出席の下、開催しました。事務局から、①令和5年度事業報告及び決算報告（見込み）に関する件、②令和6年度事業

計画及び収支（増減）予算書（案）に関する件、③新規入会申込者の入会承認に関する件について説明があり、いずれの事項も第36回理事会（令和6年3月7日）に提出することが承認されました。

第36回理事会を開催

令和6年3月7日、荒川区内において、当協会の第36回理事会を開催し、理事11名、監事2名が出席しました。事務局から、①令和5年度事業報告及び決算報告（見込み）に

関する件、②令和6年度事業計画及び収支（増減）予算書（案）に関する件、③新規入会申込者の入会承認に関する件について説明があり、提案どおり承認されました。なお、当日来賓

として農林水産省消費・安全局植物防疫課尾室課長及び農林水産省横浜植物防疫所森田所

長が出席し、植物防疫行政及び植物検疫を巡る最近の情勢について説明がありました。

横浜支部連絡会が開催される

令和6年3月6日、横浜市中区内において、横浜支部連絡会が開催されました。本会は、従来行われていた横浜支部主催の幹事会や全体会議に代わる情報交換の場として企画されたもので、連絡会には協会関係者14名、来

賓（横浜植物防疫所職員）3名が出席し、参加協会の近況が報告されるとともに、当局から植物検疫を巡る話題（輸出入検疫、緊急防除、組織定員、予算等）について情報提供がありました。

令和5年度輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業の概要

当協会は、令和5年4月3日付けで農林水産省と「令和5年度輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業」の委託契約を締結し、全国に17箇所の相談窓口を設置して、この一年間、本事業を推進してきました。本事業は令和6年3月18日をもって終了し、全国の相談窓口で輸出産地カルテを383件（昨年度188件）作成しました。このうち、産地等から専門家による支援（派遣）の依頼があった73件（オンライン支援を含む）の産地等に対して、延べ166名（昨年度89名）の専門家を派遣し、輸出植物検疫の概要、輸出先

国が要求する植物検疫条件、植物検疫に係る手続き、残留農薬に係る留意事項、輸出先国が設定している残留農薬基準値等について資料を配付して説明するなど丁寧な対応を行いました。一方、専門家の派遣までは必要としない310件については、電話や電子メール等により輸出先国の要求する植物検疫条件、輸出に当たっての植物検疫手続き、輸出先国が要求する消毒方法、輸出先国の設定している残留農薬基準値などについて説明するなど対応しました。

令和6年度輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業への対応

令和6年2月13日、本委託事業の入札公告があり仕様書などが公表されたことから、当協会では提案書や入札書を準備し、農林水産省に関係書類を提出しました。事業内容は、①専門家リストの整備、②相談窓口の設置、③インターネットサイトの運営、④産地等の現状把握の実施、⑤専門家による技術的支援

の実施、⑥事例集、報告書等の作成等です。事業の実施期間は、令和7年3月18日までとなっています。

当協会では、これまでの経験を活かし本事業に取り組むこととしていますので、本事業の推進に関係者のご理解、ご協力をお願いします。

事務局だより（今後の予定）

令和6年4月24日（水）	表彰候補者の推薦依頼（受付締め切り）
4月24日（水）	会計監査
5月中旬	第37回理事会（書面決議）
6月13日（木）	午後2時～ 第38回理事会・第13回定時社員総会 （アートホテル日暮里ラングウッド）